

# 大分県民スポーツ大会 ふるさと制度・総合型地域スポーツクラブ制度に関するQ&A (まとめ)

R7. 5. 1

Q1：第2回実行委員会で改正された開催基準要綱の「8 大会の参加及び参加資格」の工に  
「～3年間は登録した制度で出場するものとする。」とあるが、仮に新制度を利用してい  
て、その3年目の大会が本年度のように「中止」となっても、3年目とカウントはする  
のか？

A1：3大会ではなく3年間としているので、3年目のカウントはします。

Q2：ふるさと制度で、選手から出場都市への申請の際に、統一された指定様式があるか？

A2：様式はありません。各都市で作成をお願いします。

Q3：制度を利用するために出場都市と居住都市でやり取りが完了（通知⇒受領報告）した後、  
実行委員会への登録前であれば取り下げはできるか？

A3：居住都市へ「通知」をした後に取り下げはできません。通知をする時点で制度を利用す  
る意志があると考えます。

Q4：制度を利用するために出場都市と居住都市でやり取りが完了した後、住所が変更になっ  
た場合はどうすれば良いか？

A4：大会開催から3ヶ月以上前の現住所が「居住都市」となるため、新しい居住都市と再度  
やり取りをする必要があります。併せて、最初に申請した居住都市に対して、取消の通  
知をしてください。

## 【住所変更に伴う手続きの流れ】

- ①、出場都市と居住都市でやりとりが完了した原本の該当者に二重線を引いた後、  
訂正印を押印した上で、コピーを居住都市へ再通知。（この際、居住都市からの再度  
受領報告は必要なし） ※別紙『転居に伴う取消例』参照
- ②、出場都市は、該当者が転居する都市とやり取り（通知⇒受領報告）
- ③、実行委員会事務局へ登録申請

Q5：ふるさと制度の申請書に記載できる人数に制限はあるか？

（ふるさと制度の対象人数に上限はあるのか）

A5：ふるさと制度の登録に人数制限はありません。ただし、競技ごとに定められた適用対象  
人数には制限があるので、対象人数を超えて登録した場合、登録しても出場できないと  
いう可能性があります。（※一度登録すると3年間は登録都市以外の都市から出場でき  
ない）選手からの申請を受ける際には、その旨の説明を確実に行い、その後の登録手  
続きを行ってください。

Q6：ふるさと制度の適用対象人数は定められているが、同一競技で毎年選手を追加し、大会ごとに出場する選手が変わっても良いか？

A6：ふるさと制度に毎年追加登録することは可能です。ただし上記記載（A5）のように出場機会について、選手への説明は確実に行ってください。

Q7：ふるさと制度利用者は、チームの監督でも良いか？

A7：選手兼監督であれば問題ありませんが、監督のみの場合は制度の対象外となります。

Q8：総合型クラブ制度で申請する選手について、会員登録の基準日はあるか？

A8：基準日はありません。実際にクラブ会員となった日を様式1に記載して下さい。

Q9：~~デモンストレーション競技となった武術太極拳は、新制度の対象となるか？~~

A9：~~武術太極拳は、正式に実施競技になっていないので制度の対象外となります。~~

Q10：ふるさと制度は、県外在住者も対象となるのか？

A10：県外在住者は対象外です。県内在住者のみが対象となります。

Q11：総合型地域スポーツクラブの対象となるクラブの定義はあるか？

A11：~~SCおおいたネットワークまたは公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に加盟している32クラブが対象となります。~~

※別紙『大分県の総合型地域スポーツクラブ』参照

Q12：総合型地域スポーツクラブ制度を利用して居住地でない都市からの出場を考えた時、普段、総合型クラブで活動している種目と県体の出場種目が異なってもよい？

（例）総合型クラブ・・・「硬式テニス教室で活動」

出場希望種目・・・「ソフトテニス」

A12：活動している種目と出場種目が異なっても良いです。

Q13：A市の総合型クラブに登録しており、A市の選手として県体に参加したいと考えている場合、これまで出場していた居住都市のチームに対して、事前に連絡したり、協議する必要はあるか？

A13：事前に連絡する必要はありません。

あくまで選手が主体であり、選手がいずれかの資格を選択することができます。

Q14：冬季競技のふるさと制度適用人数は、第3回実行委員会で提示されたものでよいか？

A14：第3回で提示した一覧表が、第74回のみの標記となっていたので訂正します。

Q15：ふるさと制度の申請段階で卒業証明書が必要となっているが、卒業証書でもよいか？

また、この書類は、居住都市や実行委員会事務局に提出する必要があるか？

A15：卒業中学校の確認ができればよいので卒業証明書の取得が難しいようであれば、卒業証書でもよいです。また、居住都市や実行委員会事務局へ提出する必要はありません。ただし、もし違反となれば処分対象となりますので、申請受付時には、厳正なチェックをお願いします。

※登録して3年経過後、再度登録をする場合に、申請する都市に卒業を証明できる資料があれば再提出の必要はありません。

Q16：1年目に登録した場合、2年目3年目も都市間のやり取りや事務局への登録は必要か？ また、毎年、第1回実行委員会の際に登録者と通算年数も公示されるのか？

A16：申請は、1年目のみで大丈夫です。

次年度以降、年度ごとに登録選手を追加し、第1回実行委員会では最大3年分を公示する予定です。

ただし、3年が経過したら登録から外れますので、再登録が必要となります。

Q17：ふるさと制度を活用した綱引競技の出場について、男女混合種目のみに出場する場合の適用対象人数は、何名になるか？

A17：混合種目は男女4名ずつの計8名で行われるため、混合のみに出場する場合の適用対象人数は「男子1名・女子1名」となります。

※別紙『ふるさと制度適用対象人数一覧表（修正版）』参照

Q18：総合型地域スポーツクラブ制度は、大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会にSCおおいたネットワークに加盟している44クラブが対象となっているが、令和4年にスタートする「登録・認証制度」が導入された場合、登録しているクラブのみが対象となるのか？

A18：「登録・認証制度」が導入された場合、登録されているクラブが対象になってくる可能性はあります。ただし、令和4年度以降については、現在検討中であり、「登録・認証制度」の全体像が確定した段階で議論を開始することになると思います。

いずれにしても制度を見直す際には、実行委員会で提案し、協議いたします。

※令和7年度から、総合型地域スポーツクラブ制度の対象となるのは大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に加盟している32クラブとなる。

(Q&A13参照)

Q19：総合型地域スポーツクラブ制度は、県内の大学生及び大分工業高等専門学校4・5年生も適用対象となるか？

A19：総合型地域スポーツクラブ制度には、社会人や大学生の区分けはありませんので、県内在住であれば適用対象となります。

Q20：東京の大学に在学しているが、コロナ禍でリモート授業を行っているため、実態は大分県内の自宅に住んでいる（住民票も大分県にある実家のままである）。

この場合出場できるのか？

A20：出場はできません。

参加資格の中に「県内に在住し、県外大学に通学しているもの」「休暇で帰省した競技者の参加は認めない」とあります。緊急事態宣言によって一時的に帰省しているケースは、通学ではないと考えます。緊急事態宣言の解除によって、居住が東京に戻ることが考えられますので対象外となります。

Q21：県外の大学に在学しているが、住民票は大分県内に置いたままにしている。

住民票が大分県内にあれば出場できるか？また、住民票が大分県内にあれば処分の対象とならないのか？

A21：出場はできません。参加資格の大原則として「大分県に在住する」と規定されていますので、たとえ住民票が県内に残っていても実際の居住地が、県外であれば対象外となります。また、その選手が出場すれば、処分の対象となります。

Q22：ふるさと制度適用対象人数一覧表に各対象人数が記載しているが、これは実際に出場する選手の上限か？それとも選手申込人数(スタンダード+ベンチ全て含む)の上限ですか？

A22：定められた対象人数は、各種目の参加申込時の上限です。

最終的に7月に参加申込書を出す段階で、各種目で定められた人数を越えることはできません。